

マイナンバー届いたら？ 手続き・注意点・使い方を解説

朝日新聞 2015年10月5日



マイナンバー導入の流れ

マイナンバーでいらなくなる行政手続きの例

年金	受給開始申請の際の所得証明書と住民票の添付 国民年金保険料の免除申請での所得証明書の添付
医療・介護	高額療養費の払い戻し申請時の所得証明書の添付 介護老人ホーム入所時の利用者負担を決める際の所得証明書の添付
子育て・教育	児童手当の受給資格確認で年金手帳や健康保険証の添付 大学生などの奨学金申請時に住民票や親の所得証明書の添付

セキュリティなどの課題

懸念は
個人情報が外部に漏れないか
成りすまし詐欺被害に遭わないか
国による管理強化につながらないか

海外では
米露や韓国で社会保障番号や住民登録番号の大規模流出が発生

政府の対策

- 個人情報保護委員会による監視・監督の強化
- 個人情報の照会などは行政機関に限定
- 行政の紹介履歴を本人がチェック可能に

それでも...
個人番号カードの普及やマイナンバーの利用範囲の拡大で、リスクも高まる?

グラフィック・吉見美穂



【おもて面】



【うら面】



【おもて面】



【うら面】

政府のマイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まり、子どもからお年寄りまで一人ひとりに12桁の番号を知らせるカードが、今月半ばから来月にかけて届きます。どのような手続きが必要で、どんな使い道があるのか。自身の情報が悪用されたり、流用されたりしないのか。様々な疑問点を読み解きます。

■手続きの流れは？

マイナンバーは、外国人を含め、日本で住民登録をするすべての人に割り振られる番号だ。結婚で名字が変わっても、原則として番号は一生同じだ。

もともとのねらいは、公正に税金を集めたり、年金を配ったりするため、個人の所得を正確につかむこと。いまは個人の情報を国や地方自治体がバラバラに管理しているが、2016年からマイナンバーで個人の情報を結びつけ、17年から国と自治体の情報システムをつなげる。政府はマイナンバーで検索すると、個人情報簡単に取寄せられるようになる。年金の不正受給や脱税といった不正行為が防ぎやすくなる。

番号を知らせる「通知カード」は、10月5日時点の住所に、簡易書留で世帯ごとに郵送される。実際に届くのは10月中旬から11月末の見込みだ。来年1月から希望者に無料で配られる「個人番号カード」の交付申請書が同封されている。

不在で受け取れなかった場合も封筒は1週間、最寄りの郵便局で保管され、自宅や勤務先への再配達が可能だ。その後は住所地の市区町村に戻されるため、原則として市区町村の窓口で受け取ることになる。

個人番号カードは、ICチップに個人情報が記録され、身分証明書などに使う。希望する場合、申請書に必要事項を書き、顔写真を貼り付けて返送する。スマートフォンで申請書のQRコードを読み取り、データを送る方法もある。

カードができるとはがきが届くので、はがきと通知カード、運転免許証などの本人確認書類を持って自治体の窓口で受け取る。その場で英数字6～16桁と、数字4桁の暗証番号を設定するため、暗証番号はあらかじめ決めておいた方がいい。本人確認のため、乳幼児も窓口連れて行く必要がある。住民基本台帳カードを持っている人は、ここで返納する。

企業や町内会、学校で個人番号カードをまとめて申請し、自治体の職員に企業などまで

出向いてもらうやり方もある。震災や家庭内暴力で避難している人は避難先の自治体窓口で申請することもできる。いずれも申請時に本人確認や暗証番号の設定をすると、自宅などに本人限定受け取りの郵便で送ってもらえる。

総務省の想定では、来年1～3月に配布する個人番号カードは1千万枚。申請が想定を上回った場合、カード発行までかなり待たされる可能性がある。

■便利になるの？

自分の情報が結びつけられることで、政府は「行政手続きが早くなる」と説明する。だが、手間が省けるのは、引っ越し手続きや生活保護の申請など、あまり日常的にしない手続きだ。積極的に活用される制度になるかどうかはまだ見通せない。

国と地方自治体のシステムがつながる17年以降は、社会保障の手続きで役所への提出書類が減る。引っ越して生活保護や児童手当を申請する場合、これまでは住んでいた自治体で所得証明書などを受け取り、引っ越し先の役所に届ける必要があったが、17年以降はマイナンバーを伝えるだけで、自治体が手続きを進める。

受け取り自由の個人番号カードはどうか。16年以降、一部の自治体では、カードがあるとコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書などを受け取れる。

インターネット上の個人用ページ「マイナポータル」にログインする時にもカードを使う。確定申告などがオンラインでできるようになるほか、行政が自分の情報を照会した履歴を確認できる。ただ、マイナポータルの開設は17年1月。それまで1年以上は身分証明書の利用が主になりそうだ。

■盗難や紛失の場合は？

通知カードが届いたら、なくさず持つておくことが大事だ。紛失すると、勤め先から番号をたずねられた時に困り、再発行など、手続きが面倒になる。

通知カードや個人番号カードの表面には、マイナンバーのほか、氏名や住所、性別、生年月日が記載されている。個人番号カードのICチップには、インターネット上の取引などで本人確認に必要な「電子証明書」の機能がある。悪用されないよう、紛失や盗難に気付いた場合は、クレジットカードの紛失時と同じようにコールセンター（0570・783・578）に連絡する。24時間体制で、個人番号カードの認証機能を止められる。

だれかが拾って警察に届けたり、コールセンターに連絡があったりした場合は、市町村を経由して連絡があり、窓口でカードを受け取る。カードが見つからない場合は、市町村の窓口で再発行してもらう。情報が悪用されるおそれがある場合に限り、マイナンバーの番号が変更される。

最初にカードを受け取る時は無料だが、再発行は有料となる。通知カードは500円、個人番号カードは千円を払う。

■情報流出の心配は？

米国では、マイナンバーに似た社会保障番号がサイバー攻撃で多数流出した。盗まれた番号をもとにクレジットカードが作られて売買され、不正に税の還付申告をされる犯罪が頻発している。同じことが日本で起きる心配はないのか。

政府は、マイナンバーで結びつけた個人情報異なる符号を付けてやりとりするため、複数の機関の情報が芋づる式に漏れる可能性はない、と説明する。

今年6月、日本年金機構からの約125万件に上る個人情報流出が発覚し、政府の対策への懸念に拍車をかけた。年金機構は来年1月からマイナンバーを扱う予定だったが、当面の延期が決まった。

企業からも情報流出する可能性がある。政府は来年1月に設立される「個人情報保護委員会」に行政機関や企業への監視役を担わせる。マイナンバーを含む個人情報を漏らした場合の厳しい罰則もつくった。

ただ、あらゆる企業が従業員のマイナンバーを扱ううえ、身分証として個人番号カード

を示されたレンタル店の店員など、他人のマイナンバーを目にする人は多く、情報漏れを完全に封じるのは難しい。

■勤め先になぜ教えるの？

本来、マイナンバーは他人に教えてはならないものだ。だが、勤め先の企業から「マイナンバーを教えてほしい」という連絡がくるはずだ。

企業は、役所に提出する給与の源泉徴収票や健康保険の書類などに、従業員のマイナンバーを一つ一つ正確に書き込むよう求められているからだ。正社員だけでなく、パートやアルバイト、契約社員も含めたすべての従業員が対象。それぞれ扶養している家族がいれば、その番号も伝える。

従業員は利用目的の説明を会社から受けた上で、運転免許証やパスポートを会社に示し、通知カードに記された番号を伝える。個人番号カードを受け取っていればそれを示せばいい。

企業は番号が漏れないように、厳格な情報管理が求められる。だが、大企業になれば家族も含め、10万人単位のマイナンバーを管理しなければならない。中小企業も新たなシステム投資の負担がかかる。企業にとってはメリットがあまりない仕組みだけに、番号がきちんと管理されているか、従業員は目を光らせる必要がある。

■将来的にはどう利用？

マイナンバーの利用範囲を広げるには、マイナンバー法の改正が必要だ。

9月に成立した改正法では、18年から、本人同意を条件に銀行口座の情報を番号と結びつける。悪質な所得隠しや生活保護の不正受給を調べる時、預金の状況を把握しやすくするためだ。

政府は21年をメドに、銀行口座への結びつけを義務化する方向で検討している。だが、国民の財布の中身を政府が簡単にのぞき見できるようになるだけに、国民の抵抗感は強そうだ。

9月の改正法では、「メタボ健診」の記録や予防接種の記録を番号と結びつけて使えるようにした。引っ越しの時、乳児の予防接種の履歴が転居先の自治体に引き継がれるようになる。将来的には、さらに幅広く健康情報や戸籍にも結びつける案も出ているが、血縁関係などの情報まで使うことに、国民の理解を得るのは簡単ではない。

財務省は9月、消費増税の負担軽減策として、個人番号カードを使って払いすぎた税金を還付する案を示した。だが、公明党などが反対し、実現するかどうかは不透明な状況だ。



■なぜ必要か、説明尽くして

経済ジャーナリストの荻原博子さんの話　マイナンバーのメリットは役所に出す書類が少し省ける程度で、一般の人からみるとなくても困らない、と映る。制度の仕組みが分かりにくく、従業員の番号を集めなければならない中小企業の負担も重い。消費者がいちばん恐れるセキュリティー面の課題も説明が十分とは言えない。政府にとっては徴税強化の「打ち出の小づち」かも知れないが、ムダな支出をなくす努力を怠ったままでは理解は得にくい。一般の人の視点から、なぜ必要といえるのか、政府は説明を尽くすべきだ。

■納税者も監視・検証の目を

三木義一・青山学院大教授（税法）の話　将来的には、マイナンバー制度のような税と社会保障の適正化の仕組みは必要だ。しかし、国民と政府との信頼関係が育っておらず、制度への理解は広がらなかった。政府主導で導入が進められたのは確かだが、反発を意識して恐る恐る進めてきた面がある。制度が始まるいま、国民の側も「お上が勝手にやっているだけ」という受け身の姿勢だけではダメだ。大事なものは、私たち納税者からみて本当に必要な制度と思うかどうか。今後は私たちが監視や検証を進めていく必要がある。

主張

マイナンバー通知

不利益しかない制度動かすな

2015年10月3日(土)

赤ちゃんからお年寄りまで日本に住む人に一人残らず12桁の番号を割り振って国が管理する「マイナンバー（社会保障・税番号）」制度の番号通知が今月から始まります。利用開始は来年1月ですが、多くの国民は仕組みを詳しく知っている状況ではありません。準備・対応を迫られる地方自治体や企業からは、新たな出費や業務負担の増大などに悲鳴が上がっています。国民が望んでもいない番号を“これがあなたの一生変わらない番号です”と一方的に送りつけようという安倍晋三政権のやり方は、あまりに乱暴で危険です。

“安全神話”は成り立たず

マイナンバーを知らせる通知カードは、5日時点で住民票登録をしている住所に市区町村から世帯全員分まとめて簡易書留で今月中旬以降送られてきます。国内約5600万世帯のほぼすべてに書留を送ったことは、日本の郵便史上例がありません。留守にしていた人からの再配達要請の殺到や夜間休日の郵便窓口の大混雑など、多くの混乱が心配されています。

東日本大震災の避難者、家庭内暴力（DV）で住民票を移さず転居中の人、特別養護老人ホーム入所者などで住所変更手続きをしていない人の手元にはそもそも通知カードは届きません。「大切に扱う」ことが必要な番号を知ることすらできない人が、制度スタート段階で100万人以上見込まれること自体、仕組みの矛盾とほころびを浮き彫りにするものです。

初期費用だけで約3000億円も投じ、国民にも自治体・企業にも多大な負担と労力を求めるマイナンバー制度ですが、国民には政府が宣伝するような「メリット」はありません。マイナンバーによって、現在は各機関で管理されている年金、税金、住民票などの個人情報に容易にひとつに結び付けられることとなります。それで年金申請や転居のときの行政手続きが簡単になると政府は売り込みます。しかし、そんな手続きは日常生活では頻繁にありません。

むしろ個人情報を簡単に引き出せるマイナンバーを、他人に見られないようにしたり紛失しないようにしたりする手間が大変です。個人情報は分散して管理をした方がリスクは低くなるのに、マイナンバーのように「一元化」するやり方は、個人情報を格段に危険にさらす逆行でしかありません。

しかも政府・与党は、マイナンバーを銀行口座や健康診断などの情報にも結びつける方針です。健康保険証や図書館の貸し出しに使う案まで検討しています。消費税増税時の「還付金」手続きに使う案まで持ち出し国民を驚かせました。制度が始まる前から、利用範囲を野放図に広げる意向が官民から続出していることは、「利用対象を限っているから安全」という政府の“安全神話”がまったく成り立たないことを示しています。

運用の中止こそが必要

マイナンバーは国民の願いから生まれたものではありません。国民の所得・資産を厳格につかみ徴税・社会保険料徴収の強化などを効率よく実施・管理したい政府と、マイナンバーをビジネスチャンスにしたい大企業の長年の要求から出発したものです。こんな狙いの制度で国民のプライバシーが侵害されていいはずがありません。来年1月の本格運用に突き進むのではなく、凍結・中止こそが必要です。

主張

マイナンバー制度

実施に突き進むことは無謀だ

2015年9月6日(日)

日本に住む人に一人残らず番号を割り振り、国が情報管理する「マイナンバー（社会保障・税番号）」制度の本格的運用へ向け、安倍晋三政権が準備を加速しています。番号の利用範囲を金融・医療に拡大する改定法を国会で成立させたのに続き、10月5日から番号を国民に知らせる「通知カード」の郵送を開始します。しかし多くの国民は制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げています。地方自治体や企業の対策も遅れています。こんな状態で厳重な保管が必要な番号の通知を始めることは個人情報危険にさらします。実施に突き進むのは無謀です。

漏えいしたら被害甚大

マイナンバーは、日本国内に住民票をもつ赤ちゃんからお年寄りまで全員に12桁の番号をつけ、国が管理し、税や社会保障の手続きなどで使用する仕組みです。

現在は、年金や税金、住民票などの個人情報は公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を一本に結びつけることが可能になります。

行政側からすれば、国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる半面、国民にとっては、分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーがひとたび外部に漏れ出せば、悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大きくなります。

10月からの番号通知後、来年1月から税金事務、雇用保険などの事務で使用する計画です。顔写真入りの「個人番号カード」を希望者に発行し身分証明書として使えると便利さを売り込みますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは、個人情報の保護にとってマイナスだという指摘が上がっています。

改定法は、健診情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけるなど民間分野へ拡大することを盛り込みました。範囲を広げるほど情報漏れリスクは高まります。

日本年金機構から125万件もの情報流出が発覚し、政府の情報管理への不安が強まるなか、当初予定した基礎年金番号とマイナンバーの連結は最長1年5カ月延期しました。しかし年金機構以外の公的機関などで万全の対策がつくられている状況とはいえません。

年金情報漏れ発覚後、政府が地方自治体を緊急調査したところ情報保全措置が不十分な自治体が存在する実態が判明しました。マイナンバー運用までに対策が間に合う保証はありません。マイナンバー情報が流出した場合、被害の大きさと深刻さは計り知れません。

従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則付きで厳格に管理することが求められている民間企業の対応も立ち遅れています。中小企業は業務の煩雑さや出費の重さなどに頭を抱えている状況です。

延期しても不利益はない

10月から約5500万世帯に簡易書留で送る通知カードが施設入所中の高齢者など200万世帯以上に届かない問題も判明しました。1カ月で解消は困難です。

内閣府の最新の世論調査ではマイナンバーの内容を知らない人が半数以上です。情報保護に不安を感じる人も増えています。

国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても国民になんの不利益はありません。マイナンバーは実施中止の決断をすることこそ必要です。

預金・健診情報も管理

マイナンバー拡大法案成立

共産党は反対

2015年9月4日(金)

国が国民の個人情報を一元的に管理・活用する共通番号（マイナンバー）の利用範囲を拡大する法案と個人情報保護法改悪案が3日の衆院本会議で、自民党、民主党、公明党、維新の党などの賛成多数で可決・成立しました。日本共産党、社民党、生活の党は反対しました。

マイナンバー拡大法案は、マイナンバーが施行もされていないなかで、年金情報流出に反省もないまま、プライバシー性の極めて高い個人の預貯金や特定健診情報なども利用対象にするもの。日本共産党は「個人の暮らしや医療情報にも個人番号を使った情報管理、情報連携の仕組みを広げていくものであり、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれを増加させる」と批判し、10月実施予定のマイナンバー制度の中止を主張してきました。

個人情報保護法改悪案に対しては、目的に「新たな産業の創出」を加えるなど個人情報の利活用を進めるもので、「個人の権利や利益の保護を後退させかねない」と反対しました。

参院では、日本年金機構の情報流出事件の発覚を受け、同機構の個人番号利用と情報連携の実施を延期する修正を行いました。このため法案は衆院に回付されていました。

参院内閣委員会では、マイナンバーに指紋など「生体認証」の導入検討など国民に対す

る管理強化を求める付帯決議が可決されました。日本共産党は反対しました。